詳細事項：隠岐の島町がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金

〈交付申請の上限回数の規定について〉

①小中学生混合団体に係る補助対象回数の算定について

小学生及び中学生が混在する団体については、小学生及び中学生をそれぞれ区分して補助対象回数を算定するものとします。

この場合において、補助対象となる遠征回数の上限は、小学生及び中学生それぞれについて、 当該年度につき本土への遠征 15 回とします。

また、補助申請時の団体名は、小学生、中学生を明記し、それぞれわけて申請をお願いします。

②個人申請に係る上限回数の取扱いについて

団体での申請と同様に本土遠征 15 回を上限回数とします。島前遠征については、2 回につき本土遠征 1 回分として換算します。

③島根県選抜等の遠征に係る上限回数の取扱いについて

島根県競技団体等の選抜（国民スポーツ大会強化選手を含む。）として実施される遠征に係る費用については、団体申請または個人申請のいずれか一方を任意に選択することができるものします。なお、選択した申請方法に応じて、上限回数を算定するものとします。